

件名：高浜発電所1号機で実施した出力降下に係る面談

日時：令和6年1月23日（火）10：30～11：00、13：00～13：30

場所：原子力規制庁3階会議スペース及びテレビ会議システム

出席者：

原子力規制庁長官官房総務課 事故対処室

山口室長、小野室長補佐、田村室長補佐

原子力規制部検査グループ 実用炉監視部門

小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官

関西電力株式会社（以下「関西電力」という）

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他4名

高浜発電所 運営統括長 他5名

東京支社 技術課 担当者3名

要旨：

○関西電力から、高浜発電所1号機で実施した出力降下に係る事象が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）第134条に基づく報告」（以下「法令報告」という。）の対象となるか否かについて、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、主に、以下の通りコメントした。

（資料1）

- ・ 法令報告の運用は「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）の制定について」（以下「訓令」という。）で定められており、出力変化に係る事象については実用炉則第134条第1項第2号、機器故障に係る事象については実用炉則第134条第1項第3号で定められている。よって今回の高浜発電所1号機で実施された出力降下は、実用炉則第134条第1項第2号に該当するか否かが主な論点となり、A系統、B系統問わず発電用原子炉施設の故障が確認された場合、法令報告の対象となる。

（資料2）

- ・ 漏えい箇所と推定されるB—給水ブースターポンプ入口配管とベント配管の溶接部の点検実績を説明すること。
- ・ B—給水ブースターポンプ入口配管とベント配管の溶接部の漏えい箇所調査の進捗状況について説明すること。
- ・ ベント配管にサポートは取り付けられているのか説明すること。取り付けられ

ている場合は同サポートの状態についても合わせて説明すること。

○関西電力から、以下の通り回答があった。

- ・ 法令報告の対象となるか否かについては、再度社内で検討する。
- ・ 調査が完了しないと故障か否か判断できないため、現時点では故障の有無をお答えすることはできない。
- ・ B—給水ブースターポンプ入口配管とベント配管の溶接部は、昨夜温度が下がっていることが確認できたため、足場を組んで今朝から点検を行っている。スケジュールについては、予定より遅れており、現時点では24日朝に漏えい箇所調査が終了する予定。
- ・ B—給水ブースターポンプ入口配管とベント配管の溶接部では、共振が発生していないことを確認するための振動計測を平成15年に実施している。また、製造時には浸透探傷試験を実施している。
- ・ 長期停止中に実施した第27回定期検査において、B—給水ブースターポンプ入口配管の保温材を外して合流管の肉厚測定を実施した際に目視で確認している。具体的な時期については、後日回答する。
- ・ ベント配管には、サポートが1つ取り付けられている。サポートの状態については、後日回答する。

○関西電力から面談終了後、以下の通り回答があった。

- ・ B—給水ブースターポンプ入口配管は、2011年1月10日に異常がないことを確認している。
- ・ ベント配管のサポートを確認した結果、ゆるみや変形等の異常がないことを確認している。

配付資料：

資料1：高浜発電所1号機 出力降下に係る実用炉規則第134条への考え方について

資料2：高浜発電所1号機 計画的な電気出力の抑制に関する時系列

※記載内容の一部に誤記があったため、修正版に差し替えています。